

令和2年12月15日

長野県知事

阿部守一様

長野県公共事業評価監視委員会

委員長 永藤壽宮

令和2年度 長野県公共事業評価について（具申）

令和2年8月27日に当委員会へ提出された公共事業の評価案に対する意見については、別紙のとおりです。

## 総 論

昨年10月の令和元年東日本台風災害に続き、今年7月の豪雨でも県内で甚大な被害が発生しており、県土強靱化の必要性がより一層明らかとなっている。また、新型コロナウイルス感染症により県内産業に大きな打撃が生じている状況下において、コロナ後の社会を見据えた観光地の安全対策、農林業等の産業振興、県民の暮らしや地域経済の回復などにおいて、社会基盤の整備を担う公共事業の重要性が高まっている。

本県においては、公共事業の実施に当たり、事業着手前、事業実施中、事業完了後の各段階で評価する公共事業評価制度が構築されており、本年度、この制度に基づき、新規評価5事業6箇所、再評価6事業11箇所、事後評価8事業10箇所について、県から当委員会に意見聴取があり、県評価案の妥当性等について審議を行ったところである。各案件について、事業の必要性や進捗状況、事業効果の発現状況などの観点に加え、委員からの様々な意見も踏まえ審議を行った結果、いずれも県の評価案を妥当と判断した。

なお、審議の際には、対象事業の実施において、科学的根拠に基づき事業の推進を図ること、また、利用者等の安全性の確保、再生可能エネルギーの活用・省エネルギー化への配慮などについて、意見や提案がなされたところである。また、事業評価に当たっては、事業効果の客観的な分析・検証により、同種事業へのフィードバックや県民に対する説明責任を果たすよう助言があった。

本委員会としては、事業実施にあたり、これらの意見に配慮しつつ、引き続きコスト縮減及び限られた予算の効率化・重点化による早期完成に努めていただくとともに、昨年度から本格実施したPDCAサイクルの充実を期待する。